

いじめ防止のための基本方針

赤穂市立赤穂中学校

1 本校の教育方針

校訓「明けく・淨く・直く」のもと、生徒一人一人の能力と可能性を最大限に引き出し、友だちを信頼し大切に作る、思いやりのある生徒、人権感覚のある生徒、自らの生き方や母校・郷土「赤穂」に誇りや自信を持つ生徒の育成をめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、生徒会との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

いじめの定義（法第2条）

この法律において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は、生徒の友人関係、集団づくりを目的として、学校適応感尺度(アセス)を活用し、学級集団の状況や、学級と生徒個人との関係を把握するよう努めている。また、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように各学期ごとに生活実態アンケートの実施や教育相談に取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは、どの学校でも、学級にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が、人間的なふれあいを通して、好ましい人間関係の構築、豊かな心の育成を行う中で、「自己有用感の育成」、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を整備し対応にあたる。

3 教職員の姿勢

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々実践することに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が様々な活動を通じて生徒に示す。
- ・生徒観察に努め、生徒の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・「いじめ問題」「情報教育」について理解を深め、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める組織として対応する意識を持つ。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を別に定める。

また、生徒会活動と密接に連携し、生徒の意識高揚を図るとともに、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、いじめ対策委員会を開き、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。また、早い段階から SC、SSW、学校運営協議会も委員会に入り、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

【 重大事態は原則として次のように定義する 】

- ①いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒がその身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより本校生徒が、年間30日を目安にそれ以上の日数欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。
- ③生徒・保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、学校の判断とは別に、重大事態が発生したものとして当たる。

(2) 対応

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、関係機関と連携して事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供し、不安解消に努める。

6 その他の留意事項

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」、また感染症や災害による被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分配慮する。個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級の交流を推進する。

特に情報教育については、絶えず研修を深め、講師招聘の学習会（生徒・教職員・保護者）を実施するとともにアンケートにより実態把握に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を心がける。更に、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

（令和7年度版）